

議院法制局法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○議院法制局法(昭和二十三年法律第九十二号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
② 〔略〕 第九条 衆議院法制局に置かれる部は、第一部、第二部、第三部、第四部及び第五部並びに法制企画調整部及び法案審査部とする。	② 〔略〕 第九条 衆議院法制局に置かれる部は、第一部、第二部、第三部、第四部及び第五部並びに法制企画調整部とする。